

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年11月21日)

【件名】

- 県立中央病院における患者情報の流出等について…………… 2

病 院 局

県立中央病院における患者情報の流出等について

令和4年11月21日
病院局総務課

鳥取県立中央病院（鳥取市江津）において、令和4年10月14日（金）に同病院の入院予定患者に係る個人情報流出事案が発生しました。

また、同月24日（金）には、同病院の総合受付で患者の氏名等が書かれた受付票を患者2名に取り違えて交付する事案が発生しました。

1 事案の概要

10月14日発生的事案

(1) 流出した日

令和4年10月14日（金）

(2) 流出した情報

中央病院に入院予定の患者8名の個人情報（氏名、生年月日、病名など）が記された書類

(3) 流出の経緯

10月14日（金）午後、医療費計算カウンターの職員（委託業者の職員）が、患者に渡す診療報酬明細書を印刷した際に、別の職員が同じ印刷機に打ち出しし、回収されずに残っていた個人情報が記載された書類（同病院に入院予定の他の患者8名に係る個人情報が一覧表にまとめられた内部用書類）を誤って取り込み、確認が不十分のまま当該明細書と共に患者に渡してしまったもの。

同日18時頃、当該患者が入所する介護施設の職員から連絡があり、誤って配付したことが判明した。

(4) 対応状況

(2)の書類に記載されていた患者8名全員に連絡を取り、流出に至った経緯を説明して謝罪すると共に、理解を得た。併せて、誤配付した患者及び介護施設職員に改めてお詫びし、連絡をいただいたことに謝意をお伝えした。

(5) 原因

- 委託業者の職員が診療報酬明細書を患者に渡す際に書類の確認を怠っていたこと。
- 委託業者の職員が個人情報を印刷した際、当該職員が直ちに書類の回収をせずに、印刷機上に放置していたこと。

10月24日発生的事案

(1) 誤交付の日

令和4年10月24日（月）

(2) 誤交付に係る情報

中央病院に外来診療のため来院された患者2名の氏名、診療科など

(3) 誤交付の経緯

10月24日（月）、総合受付の職員（委託業者の職員）が外来患者2名に、診療情報ファイル（保険証、医療機関紹介状、検診結果等を半透過のクリアファイルに入れたもの）を渡した際に、当該ファイルに添えて交付する当該患者2名の受付番号票（受付番号の他、患者氏名、診療科も記載）を互いに取り違えて交付してしまったもの。

当該患者2名のうちの一方が、受付番号票に記載された患者氏名を確認し、誤交付が判明した。

※診療情報ファイルは、正しく2名の患者にそれぞれ交付されていた。

(4) 対応状況

誤交付の発覚後、直ちに両患者へ説明・謝罪した。

(5) 原因

委託業者の職員が関連書類と受付番号票をセットする際に確認が不十分で、本人の正しい診療情報ファイルに間違った患者の受付番号票を添付したこと。

2 再発防止策等

- 委託業者へ個人情報の確認・取扱手順の順守などの徹底を改めて要請するとともに、病院内で情報共有し、個人情報の適正な取扱いについて全職員へ再徹底した。また、患者配付用と内部用とで書類を印刷する際の印刷機の使い分けを徹底した。
- また、患者情報に関する不適正な事案が続いたことから、委託業者の責任者と面談し、中央病院長から改めて厳重注意すると共に、書類交付の際のチェックリストの使用、毎月のリスクマネジメント研修の実施と報告、理解不足の職員に対する個別指導その他ミスを未然に防ぐチェック体制の構築を速やかに実施するよう要請した。